

# なぜ高い！配置従事者の身分証明書手数料 東京都薬務課長へ取材

## 受益者負担原則だが有効期間延長を国に請願を示唆

(一社)日本置き薬協会

本紙2017年10月号(No.118-2)で「配置従事者の身分証明書の更新 2年毎の高額な更新手数料は問題あり」との表題で問題提起した。配置販売業の従事者には業務に当たってその携帯を義務づけられ、その更新期間を2年間としている。全国的には30数道府県が7,100円と多いなか群馬の8,700円、埼玉の8,600円、東京と千葉の8,400円が突出している。群馬、埼玉、東京と繋げれば高崎線となり、特急料金が発生しているとも言えそうだ。以前から都議会議員を通じて薬務課長に直接その理由が伺えないか打診していたが、1月13日に可能となった。

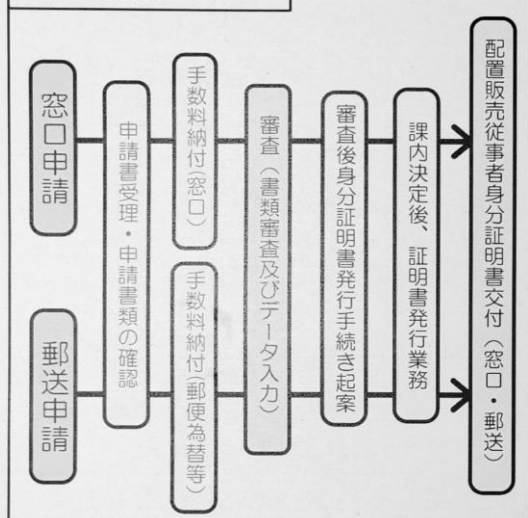
結論は身分証明書交付にあたり、職員の業務による人件費が発生する。東京都で定める労務単価を下に積算し諸費用を合算すると現状は8,400円となる。国が法律に定めるところの必要な証明書であれば、この費用は配置従事者の受益者負担が適切であり、これを徴収している、とのことだった。なぜ多くの道府県より約20%も高いのかは、発給に関わるのべ職員数が多いのではないかと思われるが、敢えて質問はしなかった。ただ日本で3番目に高い手数料で他県がどの程度かは認識されておられないようだった。申請から交付までの流れを纏めて頂いており下記に掲載。

高額な費用負担を少なくするなら、薬機法の施行規則第152条の2項「～身分証明書の有効期間は、発行の日から発行の日の属する翌年の12月31日までとする。平21厚労令10・追加」を改訂するよう国に働き掛ければ、と課長より提案された。その一例として平成28年に麻薬及び向精神薬取締法が改正され、麻薬取扱者(麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬研究者)免許の有効期間が免許の日からその年の属する年の翌年の12月31日まで(最長2年)から、翌翌年の12月31日(最長3年)となったことを上げられた。(卸売業者は16,600円、その他は4,600円)

配置業界内では身分証明書交付手数料の減額についての動きは乏しい。

### 配置販売従事者身分証明書交付手続きについて

#### 申請から交付までのフロー



申請窓口：健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課

提出書類等	
配置従事者身分証明書交付申請書	
添付書類	証書【雇用・使用関係を証明する書類】
	申請者本人の住民票
	写真
	配置販売免許証の写し

#### 配置販売従事者身分証明書様式

配置販売従事者身分証明書	
住所 東京都	
氏名 有馬 純雄	
有効期限 令和3年12月31日まで	

手数料：8,400円

標準的業務処理期間：7日

配置販売従事者身分証明書	
住所 東京都	
氏名 有馬 純雄	
有効期限 令和3年12月31日まで	
配置販売者	株式会社内外救急薬品
住所	東京都北区滝野川3-56-9
有効期限 令和5年12月31日まで (令和4年1月1日から有効)	

### その他

厚労省 薬事工業生産動態統計調査(令和2年) 配置薬は約24.6億円で対前年比-9.7%、構成比0.0%  
廣貫堂塩井会長が1月12日記者会見 供給再開は製品により3か月から1年半程度となると発表、陳謝